防衛省仕様書

D S P

Z 1005F

制定 昭和51年3月25日

改正 令和 3年2月22日

燃料携行缶

(CAN, GASOLINE, MILITARY)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、各種液体燃料の携行、運搬等に使用する容器(以下、携行缶という。)について規定する。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は,表1による。

表1-種類

製品の呼び方	物品番号
燃料携行缶	7240-002-6184-5

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書 又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS	В	1 3 5 1	割りピン
JIS	G	3 1 0 1	一般構造用圧延鋼材
JIS	G	3 1 4 1	冷間圧延鋼板及び鋼帯
JIS	Н	3 3 0 0	銅及び銅合金の継目無管
JIS	K	2206	航空ガソリン
JIS	K	5572	フタル酸樹脂エナメル
JIS	K	5651	アミノアルキド樹脂塗料
JIS	K	6 2 5 1	加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方
JIS	K	6 2 5 3 - 3	加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー硬さの求め方-第3部:デュロメータ硬さ
JIS	K	6 2 5 7	加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー熱老化特性の求め方
JIS	K	6 7 4 4	ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯
JIS	s	6040	一般工作用接着剤
NDS	z	0001	包装の総則
NDS	z	8 2 0 1	標準色
仕様書			

b) 仕様書

DSP Z 1001 鋼製ドラム, 内面塗装, 200L

c) 法令等

産業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 構成

構成は,表2による。

表2一構成

区分	物品番号 注記		
携行缶本体	_	_	
口金	7240-161-5938-5	連結環,鎖,割りピン,パッキン,平座金,止め板付き	
ハンドル	_	口金用ハンドル,鎖・口金用ハンドル,鎖止めピン付き	

2.2 材料

材料は、表3による。

表3一材料

			⁻ 177				
	区分	材料				規格	
携行缶	本体	SPCC		JIS	G	3 1 4 1	
本体	天板						
	底板	ポリ塩化ビニル被覆金属	板	JIS	K	6744	
	握り	SPCC		JIS	G	3 1 4 1	
	注入口	SPCC	亜鉛めっき				
	管	C1100T		JIS	Н	3300	
	抑え金	SPCC	亜鉛めっき	JIS	G	3 1 4 1	
口金	本体						
	パッキン	ニトリルブタジェンゴム(N	BR)	表 4 によ	こる。		
	連結環	鋼製	亜鉛めっき			_	
	鎖	鉄線	亜鉛めっき				
	止め板	SPCC	亜鉛めっき	JIS	G	3 1 4 1	
	割りピン	軟鋼線材	亜鉛めっき	JIS	В	1351	4×28
	平座金	SPCC	亜鉛めっき	JIS	G	3 1 4 1	
ハンドル	口金用ハンドル						
	鎖止めピン	鋼材	亜鉛めっき	JIS	G	3 1 0 1	
	鎖・口金用ハンドル	鉄線	亜鉛めっき			_	
内面塗料	白	エポキシ樹脂系塗料,た	だし,使用する				
		顔料は,酸化チタン(ルチ	ル系)とする。				
	クリア	エポキシ樹脂系塗料					
外面塗料		_		JIS	K	5 5 7 2	の2種若しくはJ
				IS H	< !	5 6 5 1 O 2	2種2号又はこれら
				の同等品	品とし	, 塗色はN	DS Z 82
				01 の色番号2314 OD色とする。			
接着剤		合成ゴム系接着剤		表 5 によ	こる。		

表4ーパッキン

区分		規定又は基準	試験方法
引張強さ M	ΙPa	9. 806以上	JIS K 6251による。試験片は1
伸び	%	150以上	号形を用い,厚さは3 mmを標準とする。
硬さ	Hs	A70~80/S	JIS K 6253-3による。
老化後の引張強さの低下率	%	15以下	JIS K 6257の熱抵抗性試験に
			よる。
			試験温度70 ℃±1 ℃ 試験時間72時間
ガソリン浸せき後の容積変化	%	+10 以内	JIS K 2206の航空ガソリン3号
		-0.5	に、常温で連続48時間浸せき後、取り出し測
		浸せき液の着色, 沈殿及びその他	定する。
		の異常があってはならない。	なお,調達要領指定書によって指定する
			場合を除き、実施しない。
色		NDS Z 8201の色番号28	_
		12黒(2)を標準とする。	

注記 試験の一般条件は、同一配合で同一加硫条件に製造したゴムを試験片とし、室温は15 $\mathbb{C} \sim 20$ \mathbb{C} において各種試験を行う。

表5一接着剤

区分	規定又は基準					
材料	P容物に悪影響を及ぼす物質並びに鉄及びゴムを腐食する物質を含有しない合成ゴム系とする。					
品質	JISS 6040の4種Bの接着力がなければならない。					

2.3 構造・形状・寸法・容量

構造・形状及び寸法は, 付図1~付図5を標準とし, 容量は, 20.6 L以上とする。

2.4 加工

加工は、付図1~付図5によるほか、パッキンを2.2の接着剤を用いて接着する。

2.5 塗装

塗装は,次による。

- a) 携行缶の内面,口金本体及び注入口の内面並びに注入口の上面の塗装は,下地処理を行った後,次に示す塗装を施す。 ただし,底板の内面は下地処理及び塗装は行わない。
 - 1) 下塗りは 2.2 の内面塗料白とし、上塗りは内面塗料クリヤとする。
 - 2) 乾燥塗膜の厚さは、 $15~\mu\,\mathrm{m}\sim20~\mu\,\mathrm{m}$ とする。
 - 3) 塗膜の性状は、収納する燃料の品質に害を与えず長期の使用に耐えるもので、DSP Z 1001の付表1による。 ただし、耐カッピング性の試験に用いる試験板は、携行缶本体に用いる厚さ0.8 mmの鋼板とする。
- b) 携行缶本体(管及び抑え金を除く。),口金(パッキン及び平座金を除く。)の外面及び口金用ハンドルは,下地処理及び下塗りの後,2.2の外面塗料を塗装し,乾燥塗膜の厚さは,10 μm~25 μmとする。

2.6 品質

品質は、次による。

- a) 巻締め, 絞り, 溶接及び塗装が良好で, ひび, 割れ, しわ, さび, 傷, むら, はがれなど使用上有害な欠点がなく, 表 6 の 試験を行ったとき漏れがあってはならない。
- b) 口金用ハンドルは、口金とのかみ合わせが良くなければならない。

2.7 製品の表示

製品の表示は、**付図1**及び**付図2**によって、白(**NDS Z 8201**の色番号2802白(2)を標準とする。)の塗料で鮮明に表示する。ただし、物品番号、納入年度及び契約の相手方の名称又はその略号の表示は刻印とする。

3 品質保証

検査は、表6によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 6 一品質保証

検査項目		試験方法	判定基準	
構成		_	2.1 による。	
材料			2.2 による。	
構造·形状·¬	↑法・容量		2.3 による。	
加工			2.4 による。	
塗装			2.5 による。	
品質	外観		2.6 による。	
	気密	携行缶の接合部を木ハンマーによって軽打した後、携行缶内に適当な方法	漏れがあってはな	
	で圧縮空気0.049 MPa(ゲージ圧)を送り込み、これを水中に浸せきして ら		らない。	
		漏れを調べる。		
	落下	携行缶を満水にし, 巻締め部が衝撃点となるよう底板を下にして, 約1 mの		
		高さからコンクリートの床上に対角落下させた後,前項の試験を行い漏れを		
		調べる。ただし、この場合の圧縮空気は、0.029 MPa(ゲージ圧)とする。		
製品の表示		_	2.7 による。	

4 出荷条件

4.1 包装

包装は, 商慣習による。

4.2 外装の表示

外装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識によるほか、輸送諸元を1面に、次に示す項目を2面及び5面に行う。

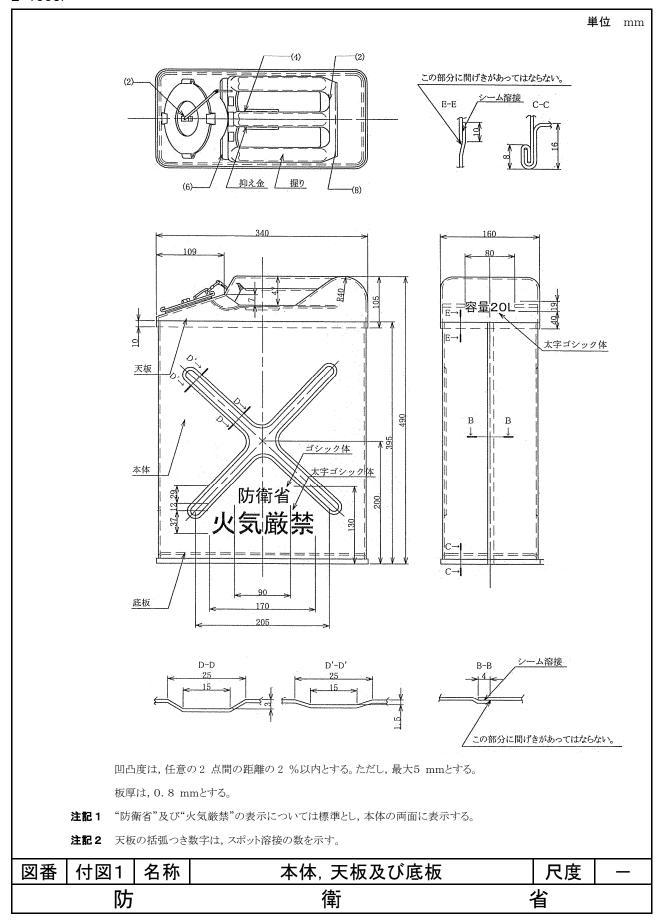
- a) 物品番号 1)
- b) 品名²⁾
- c) 数量
- d) 納入年月
- e) 容積 ³⁾
- f) 質量
- g) 契約の相手方の名称又はその略号

- h) こん(梱)包番号及び組み合わせ番号
 - 注1) 該当する製品又は構成区分の物品番号を記入する。
 - 注²⁾ 該当する製品の呼び方又は構成区分を記入する。
 - 注3) 横, 縦及び高さをcmの単位で記入し, 末尾に㎡単位の数値を記入する。

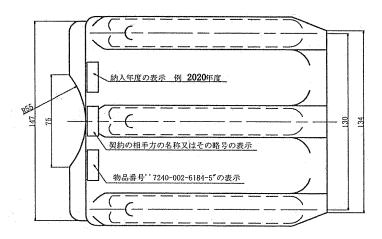
5 承認用見本

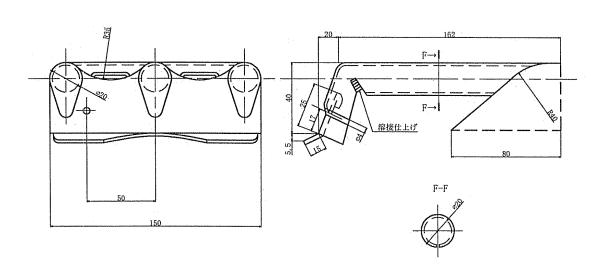
契約の相手方は、調達要領指定書による場合を除き、製造に先立ち、承認用図面3部並びに承認用見本として製品1個、 内面塗装見本(200 mm×50 mmの携行缶本体に用いる鋼板に塗装を施したもの。)及び外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのぶりき板に塗装を施したもの。)3部を契約担当官等に提出し、構造、形状、寸法及び色について承認を受けなければならない。ただし、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの 4) を契約担当官等に3部提出する。

注4) フタル酸樹脂エナメルの場合は、JIS K 5572の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、JIS K 5651の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュポン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。









凹凸度は、任意の2点間の距離の2%以内とする。ただし、最大5 mmとする。 板厚は、0.8 mmとする。

図番	付図2	名称	握り	尺度	
防			衛	省	

